

各都道府県・広島市・長崎市
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

原子爆弾投下当時に広島「黒い雨」に遭った者の胎児であった者
からの被爆者健康手帳交付申請の取扱い等について

広島「黒い雨」に遭った者への被爆者健康手帳の交付については、「「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同じような事情にあったと認められる者に係る取扱いについて」（令和 4 年 3 月 18 日付け健発 0318 第 8 号厚生労働省健康局長通知）により対応いただいているところであるが、このうち原子爆弾投下当時に広島「黒い雨」に遭った者の胎児であった申請者（以下「胎児であった申請者」という。）からの被爆者健康手帳の交付申請に関する審査等について、下記のとおり補足するので、御了知の上、審査に遺漏なきようお願いしたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

記

第一 胎児であった申請者からの被爆者健康手帳交付申請の審査

胎児であった申請者からの被爆者健康手帳交付申請の審査については、以下のとおりとする。

1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 1 条第 4 号に基づく被爆者健康手帳の交付

（1）胎児であった申請者は、その母が法第 1 条第 3 号に該当する場合には、同条の規定どおり、法第 1 条第 4 号に基づき、被爆者健康手帳を交付すること。

なお、同条の規定上、当該申請者が 11 種類の障害を伴う疾病に罹患していることは求められないこと。

（2）胎児であった申請者の被爆者健康手帳の交付申請時にその母が既に死亡している場合であっても、当該母が、「黒い雨」に遭ったことのほか、死亡時まで 11 種類の障害を伴う疾病に罹患していたことが認められる場合には、当該申請者の審査に必要な限度において当該母を法第 1 条第 3 号に該当するものとして取り扱うこと。

2 胎児であった申請者に係る死亡した母の11種類の障害を伴う疾病への罹患の確認方法

胎児であった申請者の母が既に死亡している場合には、当該母が審査時点において「現に11種類の障害を伴う疾病にかかっていること」の確認ができないため、当該母が法第1条第3号に該当するものとして取り扱うか否かの審査に当たっては、当該申請者の審査に必要な限度において、当該申請者からの申請書に次のいずれかの書類の添付を求めて確認を行うこと。

なお、当該母の死亡よりも前の時点での11種類の障害を伴う疾病の罹患を示す資料の提出があった場合にあっては、その後11種類の障害を伴う疾病が治癒していたと積極的に認められる事情がない場合には、当該母について罹患の状況が死亡時まで継続していたとみなし、法第1条第3号に該当するものとして取り扱うこと。

(1) 公的な文書等による証明書類

胎児であった申請者の死亡した母が、死亡時までに罹患していた11種類の障害を伴う疾病の具体的な病名が記載されている公的な文書等の写し

(2) 申請者本人以外の1人の者^{*}（職務上、医療、介護等に関わった者）からの証言

胎児であった申請者の死亡した母が、死亡時までに11種類の障害を伴う疾病に罹患していたという、職務上、当該疾病の医療、介護等に関わった者からの具体的な病名を明記した証明書

^{*} 申請者本人以外の者から証言を得る際は、当該者と母との関係、当該者が母の罹患の状況を知り得た経緯などの確認により証言の信憑性を確かめること。

(3) その他(1)～(2)と同等の確認ができると行政庁が認めたもの

胎児であった申請者の死亡した母の個々の事情や、これまでの被爆者健康手帳の審査実務を踏まえて、(1)～(2)と同等の確認ができるものとして行政庁が認めたもの

第二 第一種健康診断特例区域に在った者の胎児であった者の取扱い

原子爆弾投下当時、第一種健康診断特例区域内に在った者の胎児であった者は、法附則第17条により、法第7条（健康診断）の適用については被爆者とみなすものとされ、健康診断の結果、11種類の障害を伴う疾病に罹患していると診断された場合には、法第1条第3号に該当する者として、被爆者健康手帳の交付を受けることができるものとされている（昭和49年7月22日付け衛発第402号厚生省公衆衛生局長通達）。

第一種健康診断特例区域に在った者の胎児であった者についても、その母が上記通達の取扱いにより、法第1条第3号に該当する者として、被爆者健康手帳の交付を受けることができた者であったことが確認された場合には、第一の1(1)の取扱いと同様に法第1条第4号に該当する者として、被爆者健康手帳を交付することが可能である。